

第73・74・75号議案の改正根拠となる 児童福祉法等の改正内容について

【第73号議案】国立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

【第74号議案】国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

【第75号議案】国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記3議案の改正根拠となる児童福祉法等の改正の内容について、以下のとおり記載いたします。

【児童福祉法改正の内容】→第73・74・75号議案

- ① 地域限定保育士制度が一般制度化されることについて
- ② 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

【児童福祉法の規定による内閣府令で定める基準の改正の内容】→第75号議案

- ③ 乳幼児健診結果を、
児童福祉施設等の入所時、定期又は臨時の健診に代替できることについて

① 地域限定保育士制度が一般制度化されることについて

【背景】

- 地域における保育人材確保のため、平成27年度に、**国家戦略特別区域法**に基づく特例措置として、**地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可能とする「地域限定保育士制度」**が創設
- 保育人材の確保は全国的な課題であるが、その状況には地方公共団体間に差がある。特に不足するおそれが大きい地域について、集中的に保育人材確保に取り組むことができるようになることが必要

【改正の概要】

- ・ 「地域限定保育士制度」を一般制度化し、**特定の都道府県又は指定都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度**を**児童福祉法上**に創設

都道府県又は指定都市が地域限定保育士制度を活用しようとするときは、
保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域内において
保育士が不足するおそれが特に大きいことを証する書類等
を添付し、「試験実施方法書」により内閣総理大臣に申請する。

※東京都が申請する予定は現状なし

条例改正該当箇所

第73号議案 国立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	第10条
第75号議案 国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	第23条・第29条 第31条・第44条・第47条

【法改正の内容】

児童福祉法第十八条の六 [保育士となる資格] に、第三号（地域限定保育士）について追記 ほか関連条項の改正

児童福祉法

[保育士となる資格]

第十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。

(略)

三 地域限定保育士登録を受けた日から起算して三年を経過し、かつ、内閣府令で定める期間以上の期間第十八条の二十八第二項に規定する業務に従事した者

② 保育所等の職員による虐待に関する 通報義務等について

【背景】

■保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、子どもや保護者が安心して保育所等に通う・子どもを預けられるよう、児童養護施設等や高齢者施設等において設けられている、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みについて、保育所等においても同様に設ける必要がある

【改正の概要】

保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ・市による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- ・市が行った措置に対する、有識者による意見

【対象施設・事業】

保育所、幼保連携認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

条例改正該当箇所

第73号議案 国立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

第74号議案 国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

第75号議案 国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

第12条

第25条

第12条

【法改正の内容】

児童福祉法第三十三条の十【被措置児童等虐待】の、第一項に関係機関を追加、第二項（虐待通告を受ける所管行政庁の定義）及び第三項（虐待措置に対する意見を付す審議会等の定義）について追記ほか関連条項の改正

児童福祉法

〔被措置児童等虐待〕

第三十三条の十 この節において、被措置児童等虐待とは、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業等、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業若しくは乳児等通園支援事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは認可外保育施設（第五十九条第一項に規定する施設のうち、第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。次項第五号において同じ。）の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該一時保護施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、事業を利用する児童、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。
(以下略)

③ 乳幼児健診結果を、 児童福祉施設等の入所時、定期又は臨時 の健診に代替できることについて

条例改正該当箇所

第75号議案 国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

第17条

【基準改正の内容】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第十七条【利用乳幼児及び職員の健康診断】に、健康診査について追記

【改正の概要】

- 母子保健法に基づく健康診査の内容が、保育所等の健康診断の全部又は一部に相当することが認められ、かつ、保育所等の長がその結果を把握するときは、保育所等での健康診断の全部又は一部を行わないことができるとしている。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

【利用乳幼児及び職員の健康診断】

第十七条

(略)

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

(以下略)